

広情個審第70号

令和元年10月30日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書存否応答拒否決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成29年7月21日付け広施恵第279号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第217号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成29年7月21日付け広施恵第279号の諮問事案（諮問第217号事案）

平成29年4月2日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年5月17日付け広施恵第190号で行った存否応答拒否決定に対する同月21日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、その存否の情報を明らかにしないで開示請求を拒否する旨の決定（以下「本件存否応答拒否決定」という。）を行った。

その後、実施機関は、平成31年4月8日付けで本件存否応答拒否決定を取り消すとともに、本件開示請求に対して、同日付けで改めて公文書開示決定を行っていることが認められる。

したがって、本件存否応答拒否決定の取消し及び対象となる公文書の開示を求める本件審査請求の利益は、本件存否応答拒否決定を取り消す旨の決定により既に失われており、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項の規定により、実施機関はこれを却下すべきである。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 9 . 7 . 2 1	広施恵第279号の諮問を受理 (諮問第217号で受理)
H 3 0 . 1 2 . 1 3 (第1回審査会)	第2部会で審議
H 3 1 . 1 . 3 1 (第2回審査会)	第2部会で審議
H 3 1 . 2 . 1 9 (第3回審査会)	第2部会で審議
H 3 1 . 3 . 2 2 (第4回審査会)	第2部会で審議
H 3 1 . 4 . 9 (第5回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 5 . 2 8 (第6回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 7 . 1 6 (第7回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 8 . 2 0 (第8回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 9 . 2 4 (第9回審査会)	第2部会で審議
R 1 . 1 0 . 8 (第10回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授